

岩手県営建設工事請負契約書附属条件の一部改正新旧対照表

現 行	改正後
<p>(仕様書)</p> <p>第2条 請負契約書別記第1条の仕様書は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 岩手県県土整備部共通仕様書（別冊を含む）、農業土木工事共通仕様書、施設機械工事等共通仕様書、岩手県治山林道請負工事管理基準、漁港漁場関係工事共通仕様書（以下「共通仕様書等」という。）</p> <p>(前金払)</p> <p>第5条 請負契約書別記第34条第1項の前払金の支払は、請負代金額（債務負担行為に係る契約にあつては、各会計年度の支払限度額）が100万円以上の場合に行うものとする。この場合、端数1千円未満は切り捨てるものとする。</p> <p>2 請負契約書別記第34条第3項の中間前払金の支払は、請負代金額が300万円以上の場合（債務負担行為に係る契約にあつては、いずれかの会計年度の出来高予定額が300万円以上の場合）であつて、この契約締結にあたり、受注者が当該中間前払金の支払の請求を行う旨の届出を発注者に対し行っている場合に行うものとする。この場合、端数1千円未満は切り捨てるものとする。</p> <p>(請負代金等の請求)</p> <p>第6条 請負契約書別記第32条第1項並びに第34条第1項、第3項及び第5項並びに第37条の請求は、発注者に請求書を提出して行うものとする。</p>	<p>(仕様書)</p> <p>第2条 請負契約書別記第1条の仕様書は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 岩手県県土整備部共通仕様書（別冊を含む）、農業土木工事共通仕様書、施設機械工事等共通仕様書、岩手県治山林道請負工事施工管理基準、漁港漁場関係工事共通仕様書（以下「共通仕様書等」という。）</p> <p>(前金払)</p> <p>第5条 請負契約書別記第34条第1項の前払金の支払は、請負代金額（債務負担行為に係る契約にあつては、各会計年度の支払限度額）が100万円以上の場合に行うものとする。この場合、端数1千円未満は切り捨てるものとする。</p> <p>2 請負契約書別記第34条第4項の中間前払金の支払は、請負代金額が300万円以上の場合（債務負担行為に係る契約にあつては、いずれかの会計年度の出来高予定額が300万円以上の場合）であつて、この契約締結にあたり、受注者が当該中間前払金の支払の請求を行う旨の届出を発注者に対し行っている場合に行うものとする。この場合、端数1千円未満は切り捨てるものとする。</p> <p>(請負代金等の請求)</p> <p>第6条 請負契約書別記第32条第1項並びに第34条第1項、第4項及び第6項並びに第37条の請求は、発注者に請求書を提出して行うものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	